

広島地方最低賃金審議会
令和6年度 第1回
広島県船舶製造・修理業，
舶用機関製造業
最低賃金専門部会
議事録

令和6年9月27日

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会令和6年度第1回広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和6年9月27日（金）8時58分～9時54分

2 場 所 広島合同庁舎3号館1階15号会議室

3 出席者

【公益代表委員】

村上部会長、三井部会長代理、森委員

【労働者代表委員】

阿久根委員、佐崎委員

【使用者代表委員】

出町委員、中野委員、中本委員

【事務局】

木下労働基準部長、檀上賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官、
森川給付調査官

4 議 事

（1） 部会長、部会長代理の選出について

（2） 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定
について

（3） その他

議事

重弘室長補佐

定刻より早いですが、今日出席予定の皆様そろわれましたので、始めさせていただきます。ただいまから第一回広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して「船舶等製造業最低賃金専門部会」とさせていただきます。

本専門部会は、本年度1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第（1）「部会長、部会長代理の選出について」まで私、賃金室長補佐の重弘が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名、計8名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本部会の公開につきまして、去る9月19日から25日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

では、本日は初回ですので議事に先立ちまして、各委員を御紹介させていただきます。

お手元別冊資料No.1に、船舶等製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

（各委員紹介）

重弘室長補佐

ありがとうございました。労働基準部長の木下より御挨拶を申し上げます。

木下労働基準部長

皆様おはようございます。本日令和6年度第1回目の船舶等製造業最低賃金専門部会の開催に当たり一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、業務御多忙の中、日頃から賃金行政の適正な運営に御尽力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

本年度の特定最賃でございますが、労働者代表の方から鉄鋼業ほか7業種の改正申出が行われ、去る8月21日付けの本審で広島労働局長小沼から、申出の8業種中1業種を除きまして7業種の改正決定にかかる諮問を行わせていただきました。

委員の皆様におかれましては、これから集中的な御審議をいただきますが、特定最低賃金の特性上、労使のイニシアティブが何よりも重要でございます。何と

ど全会一致の御決議をいただくことに向けて円滑な審議の運営に御協力をお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

重弘室長補佐

では次に事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

重弘室長補佐

では続きまして、お手元の特定産業別最低賃金専門部会共通資料の共通資料No. 3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会はこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますので御承知おきください。

議事(1)「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

檀上賃金室長

御報告申し上げます。船舶等製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として村上委員、部会長代理候補として三井委員が推挙されております。以上でございます。

重弘室長補佐

ただ今、賃金室長より御報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様御異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

重弘室長補佐

ありがとうございます。では部会長に村上委員、部会長代理に三井委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。

しばらくお待ちください。

(「部会長」及び「部会長代理」プレート設置)

重弘室長補佐

それでは、村上部会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

村上部会長

はい、ただいま部会長に御選出いただきました村上でございます。

できる限りスムーズな審議、進行を心がけまして、公正な特定最賃の決定に努めたいと思っておりますので、委員の皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、第1回専門部会の議事の(2)「広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

まず、事務局から本日の資料説明をお願いいたします。

栗林指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料に分けて構成しております。

まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本船舶等製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。

なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、「特定最低賃金」あるいは「特定最賃」と略して申し上げたいと思います。

次に、審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、「特定(産業別)最低賃金について」を御覧ください。

既に御承知のこととは思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して決定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定

等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」の2種類がございますが、本船舶等製造業最低賃金につきましては、お手元に配付しております令和6年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和6年度特定最低賃金決定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、公正競争ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、その点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月21日の第556回広島地方最低賃金審議会において、「改正決定の必要性有」との答申がなされましたので、共通資料のNo.2、通し番号2ページのとおり、改正決定について、同日審議会に諮問し、本日より本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。

共通資料No.4、通し番号の5ページ、「令和6年度広島地方最低賃金審議会の運営について」を御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営にかかる基本方針といたしまして、記の2に「特定(産業別)最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会の議長報告、記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の26ページ、「令和5年度最低賃金審議結果一覧」を御覧ください。

下の欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございまして、この表の右から3番目に船舶等製造業がございます。

昨年、令和5年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額31円、時間額1,030円の答申をいただいております。

私からの説明は以上でございます。

重弘室長補佐

では続きまして、広島県船舶等製造業最低賃金にかかる各種の調査結果、統計資料等の概要について、御説明させていただきます。

まず、別冊資料のNo.2、通し番号の2ページについては、現行の広島県船舶等製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基

本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付してございます。

続きまして、別冊資料№3、通し番号の8ページになりますが、昨年の全国の船舶等製造業関係の最低賃金の一覧表でございます。

続きまして、別冊資料№4、通し番号の9ページからは、広島県内で実施した船舶等製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年5月から7月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものとなります。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業および新聞業、出版業については1人～99人規模の事業場、これ以外の業種については1人～29人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査になります。

全数調査ではなく、集計段階で母集団の数字に復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和6年6月支払分の賃金です。

続きまして、通し番号15ページの分位偏差を御覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果となります。

続きまして、通し番号16ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフとなります。

横軸が10円刻み、1,100円以上は20円刻み、1,200円以上は100円刻みの時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

続きまして、通し番号17ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものとなります。

続きまして、通し番号18ページが船舶等製造業の最低賃金額と平均賃金額の推移となります。

次の20ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合となります。規模ごとに時間額1,030円を下回っている労働者の比率を示しております。

続きまして、通し番号21ページが最低賃金引上げ試算表です。これは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり影響率を1円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最低賃金額1,030円を1円引き上げますと8.6%に影響が出るということになります。

続きまして、通し番号22ページが、平成17年度からの船舶等製造業最低賃金

の引上げ額と未満率、影響率の一覧となります。

私からの説明は以上となります。

村上部会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から資料についての説明がございましたが、これにつきまして何か御質問等ございますか。

(質問なし)

よろしゅうございますか。

ではここで、他府県の結審状況が分かれば、事務局から説明をお願いいたします。

檀上賃金室長

はい、本日まで船舶等製造業最低賃金の他府県について結審しているところはありません。

村上部会長

はい、ありがとうございます。それでは、船舶等製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明をいただきたいと思います。

各側意見表明の前に個別に協議する時間は必要でしょうか。労側いかがでしょうか。

佐崎委員

必要ないです。

村上部会長

使側は。

中野委員

お願いします。

村上部会長

はい、承知いたしました。それでは別室での協議となります。

何分くらい御入用でしょうか。

中野委員

15 分くらい。

村上部会長

はい、承知いたしました。今 20 分ですので 35 分くらいを目途にお戻りください。

(使側個別協議)

村上部会長

それではお戻りいただきましたので、審議を再開いたします。

ここで各側から意見表明をお願いしたいと思います。まず労側からお願いいたします。

金額提示につきましては、後ほどお時間を取りますので、まずは意見表明のみをお願いいたします。

佐崎委員

はい、それでは労側から意見表明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、船舶業特定最賃の金額審議に入れたことをお礼申し上げたいと思います。

それでは意見表明については、まずは自社の状況などを踏まえた意見で阿久根委員から、あと私からは、格差改善の観点で意見をさせていただけたらと思います。

阿久根委員

それでは、弊社の状況を踏まえた意見表明をさせていただきます。2024 年度は高騰する資機材価格の動向や円高に振れつつある為替相場など、リスクを抱えている状況にあります。

受注環境は、良好な状況で推移している認識でございます。

今後は、新燃料船への対応など、技術力の高さを示す絶好のチャンスになることは間違いないと思っております。これまでの不況で離職者が増加し、近隣の岡山、香川県との賃金格差など処遇が悪く、人手不足の状況にあります。

一方で、人材不足を補うため、外国人労働者を活用していますが、他国との競争の中、円安の進行もあり日本に魅力を感じなくなりつつある状況でございます。

労働条件は、近年地球温暖化が進み、年々気温が上昇しています。今年は過去最高気温で殺人級の暑さでした。造船所では熱中症対策も年々強化していますが

限界があります。このような過酷な作業環境ですが、将来的に国のため、国民のため、日本の産業のために船舶必要であるならば、造船産業が維持、発展していかなければならないと思っております。そのためには、やはり人材確保であると考えております。

是非とも地賃および他産業との優位性を保っていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

佐崎委員

それでは私から格差改善の観点ということで、意見させてもらいます。

企業内最低賃金ですが、基幹労連各企業、厳しい状況の中においても、単純平均で 188,668 円、時間当たりに置き換えますと約 1,179 円という成果となっております。組織労働者の単純平均と比べて広島県船舶業の最賃額は 149 円、月額にして約 23,000 円の差が出ているのが現状です。続いて賃金改善、賃上げで申しますと、基幹労連も、最終的な結果は企業規模ごとに取りまとめており、とりわけ 299 人以下の組合については賃上げ率が 5.3%と、昨年にと比べるとプラス 3.52%となっております。

その他の所得、年間所得の観点からは、組織労働者については一時金も上がっており、基幹労連の各加盟組合で取り組んだ結果、平均額は年間約 139 万円という成果になっております。

組織化されている労働者は年間所得の引上げは確実に行われている状況で、未組織あるいは非正規労働者との所得格差が広がっている現状を踏まえれば、格差改善の観点においても船舶業特定最賃の引上げは喫緊の課題であると思っております。この専門部会で積極的な金額審議をお願いさせていただければと思います。

労側の意見は以上です。

村上部会長

はい、ありがとうございました。

それでは次に使側から意見表明をお願いいたします。

中野委員

それでは私の方から基本的な部分をお話させていただき、その後、各企業の状況、業界の状況について、お二方からお話をいただくようにしております。

現在の企業においては、経営の問題として、長く続いておりますウクライナ問題がまだまだあります。原材料の高騰や資材不足の部分で、いろいろ問題が山積していることが事実でございます。

円安、原油価格の高騰（の問題）もそうで、企業を取り巻く環境については厳しい状況であることは、誰もが認めるところだと思っています。

企業担当者とお話をさせていただいている中で、この業種も含め、企業自体、先行きについて、不安視されていると言われており、全くそのとおりかと思っています。

特に、中小・零細企業といった経営体質の脆弱なところがなかなか元に戻らない、いま現在も、ギリギリのところで経営をされているとお聞きしております。ただ、物価の上昇とか人員確保という部分を考えて場合、ある程度の金額を上げないといけないことは、皆さんも理解はしているところです。日銀等の資料を見ましても、ある程度の規模の数字が出て、「いい状況になっている」と言われていますが、現実とはそうではなく、中小・零細企業はまだまだ元に戻っていないことが事実でございます。本部会の金額については、色々な資料を中心に、平均がいくらというお話も出てくると思いますが、あくまで最低の金額を決めるのが最低賃金でございますので、我々使側は、そういった部分を基本に考えていければと思っています。

続きまして業界から出ていただいている委員にお話をいただきます。

出町委員

それでは、私、出町の方から報告させていただきます。

業界の状況というか、弊社の状況をいいますと、いま阿久根委員からもありましたように、船価の方は実際回復しているのですが、弊社でいまドッグに入っている船は、数年前の、船価が回復する前のシリーズの船で、今年度、大型のコンテナ船を5隻竣工するのですが、円安のメリットも受けない時の受注で、非常に苦労しながらやっていると。修理の方は、若干、市況が上がってきているので、少し持ち直しているところではありますが、新造船の方は、いまの市況のメリットは受けていない状況でございます。

一方、全体の市況を見ますと、やはり輸出船は中国、韓国との競争です。23年からの市況を見ますと、ずっと漸減傾向にあったのですが、やっと右肩上がり、市況が回復して発注量も増えたというところではあります。中国、韓国はその市況の回復に従って受注量を伸ばしていますが、日本全体でいいますと、中国、韓国に後れを取っている。具体的に手持ち工事量で言いますと、わが社の集計で、中国の手持ち工事量23年末のベース4.8年分に対し、韓国が3.9年分、日本が2.5年分で、中国は日本の倍くらいの手持ち工事があるということです。ここでさらに人件費を上げて、中国と韓国に対する日本の受注コスト競争力が厳しくなると、業界全体が厳しい状況になるということです。もう一つ、具体的には鋼材費ですが、前回も申し上げましたが、日本は3年前に約1.7倍から1.8倍くらい鋼材が上が

りましたが、中国は下がっています、ピークが2021年6月くらいですが、それから24年9月でほぼ半分近く下がり、2020年ベースでも同レベル。日本が1.7倍か1.8倍鋼材が上がっているのに対し、逆に下がっている。船というのは鋼材コストの占める割合がものすごく大きく、大量の鋼材を使うものですから、鋼材単価は採算にすごく影響を与えるので、非常に厳しい状況と言わざるを得ない。特に中国、韓国は、国からの助成金も入りますので、そういった意味でも日本は厳しい状況であり、今回の最賃審議に当たっては、その辺を十分考慮しながら議論を進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

中本委員

神田ドックの中本です。よろしくお願いいたします。

弊社は、広島県の呉市にある船舶の修繕業を行う会社ですが、造船と修繕とは若干違うと思います。弊社の状況を言うと、3年前に神田ドックとして船舶の修繕業を専業で行う会社になった訳ですが、前年度、今年度とかなり業績が良く、収益がかなり上がっています。修繕と造船の違いを言えば、弊社は内航船をメインにしていますので、円安、円高の影響は受けません。あと、例えば電気代が上がったとか、資機材が上がったとかを顧客に説明をして、その分の金額を上げてもらいやすいというところがあり、あまり外部要因に対して損をすることがないということです。いま修繕業は非常に仕事量が多くて、仕事には困らないという状況で、売上もどんどん上げようと思えば上げられるのですが、一つ問題となっているのが人材不足です。営業はどんどん仕事を取ってやりたい中で、工場では人がいない、昨今、特に労働時間とかいろいろ制限がありますから、取れるのだけど、できないというところです。なので、さてどうするかといえば、いま弊社で行っているのは人材の確保に伴って一つ、賃金を上げて採用できるのであれば、賃上げもやむを得なしというところで考えております。ただ、そうはいっても、賃金に関して、経営を圧迫するまで上げるわけにはいかないので、そこは、どこまでなのか、審議の中での話かと思っています。最低賃金と実際の事業の給与とは違うところがあります。目下やらないといけないことは一つだ、という認識はしております。

以上です。

村上部会長

ありがとうございました。ただいま労使双方から現状の認識及び特定最賃の改正審議に当たっての御意見が表明されました。

各側の意見表明を踏まえてお互いに御質問等がございましたらお願いしたいと

思います。

労側何か御質問はありますでしょうか。

佐崎委員

特にございません。

村上部会長

使側いかがでございますか。

中野委員

結構です。

村上部会長

承知いたしました。それでは意見表明をいただいたということで、金額提示に入って参りたいと思います。本日具体的な金額提示は可能でしょうか。

労側いかがでしょうか。

佐崎委員

はい、金額提示させていただきます。

村上部会長

その前に打合わせは必要でしょうか。

佐崎委員

事前に擦り合わせはさせてもらったので大丈夫です。

村上部会長

承知いたしました。使側はいかがででしょうか、金額提示は。

中野委員

考えておりません。

村上部会長

それでは、労側は金額提示が可能ということでございますので、金額提示をお願いできればと思います。

佐崎委員

それでは、金額提示させていただきます。

まず、根拠といたしましては、昨年の県最賃と船舶特定最賃との対比率を維持していく、ということで金額を考えたいということと、あと気になっているのが、現時点で近隣の香川と岡山の特定最賃との差が 11 円開いているので、そういったところも考えた上で金額を、ということで、まず 1 回目の金額として、プラス 60 円を出させていただければと思います。

村上部会長

はい、ありがとうございます。ただいま労側からプラス 60 円アップの 1,090 円という提示がありました。

使側からは本日は金額提示をされないということでございますが、その 60 円アップということにつきまして何かございますか。

中野委員

正直、驚いているところです。

村上部会長

それでは、本日は使側からも金額提示がございませんので、これ以上審議を続けましても進展はないものと思います。

したがいまして、次回以降に審議を持ち越すことにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いいたします。

重弘室長補佐

それでは次回の専門部会の開催日程について申し上げます。事務局にて日程調整をさせていただき、次回は 10 月 1 日火曜日 16 時から 3 号館 1 階 15 号会議室での開催を予定しております。その次が 10 月 22 日火曜日 10 時の予定となっております。

それでは、今日、御通知を準備させていただきましたので、配付させていただきます。

村上部会長

はい、お願いいたします。

村上部会長

はい、通知の配付ありがとうございます。それでは次回の開催は10月1日火曜日 16時から3号館1階 15号会議室での開催です。皆様には日程の確保をよろしくお願いいたします。

そのほか何か御発言ありますか。

事務局からいかがですか。

檀上室長

ございません。

村上部会長

はい、では次回の専門部会は金額審議についての審議の大部分を公労、公使による二者での個別協議を行うことから、公開をすることにより個人情報保護の支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは本日の専門部会はこれにて閉会といたします。皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。